



島根県報

平成22年 5 月 25 日 (火)

号外 第 110 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示**島根県告示第373号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町七類287番2地先から同282番2地先まで	前	メートル 7.90～ 9.50	メートル 36.70	松江県土整備事務所 地滑り工事 迂回路設置
			後	8.50～ 17.00	36.70	
"	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖口569番1地先から同136番地先まで	前	10.00～ 25.00	211.00	益田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	10.00～ 39.00	211.00	
"	久城インター線	益田市久城町381番地先から同1132番2地先まで	前	40.00～ 43.00	22.50	管理協定締結 拡幅
			後	40.00～ 43.00	22.50	

島根県告示第374号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町七類287番2地先から同282番2地先まで	メートル 36.70	平成22年 5月25日	松江県土整備事務所	
〃	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖口569番1地先から同136番地先まで	211.00	平成22年 5月25日	益田県土整備事務所	
〃	久城インター線	益田市久城町381番地先から同1132番2地先まで	22.50	平成22年 5月25日		